

ぬましんANSERサービス利用規定

1. ぬましんANSERサービス

- (1) 本規定に基づく契約は、当金庫が、お客様からこの規定のサービスに係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。
- (2) ぬましんANSERサービス（通知、照会、マルチバンクメールサービス）（以下「本サービス」といいます。）の取扱について、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理する端末機（以下「端末機」といいます）による依頼にもとづき、本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義の預金口座（以下「申込口座」といいます。）について、残高・入出金・通知の照会、振込・入出金等の通知を行う場合に利用できるものとします。

2. 照会

- (1) 照会を利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ① プッシュホン電話
 - ② ファクシミリ
 - ③ スーパーパソコン端末
 - ④ VALUX端末
- (2) 本サービスにより照会を行う場合は、依頼人の端末機の操作手順により操作してください。
- (3) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および申込口座の口座番号等が、届出の暗証番号および申込口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。
- (4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

3. 通知

- (1) 通知を利用できる端末機は次のとおりとします。
 - ① プッシュホン電話
 - ② ファクシミリ
- (2) 本サービスにより通知を受信する場合は、依頼人の端末機の操作手順により操作してください。
- (3) 前項の操作により受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、受信者を依頼人とみなし、申込口座の明細情報を依頼人の端末機に送信します。
- (4) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

4. マルチバンクメールサービス

- (1) マルチバンクメールサービスは、申込口座の入出金情報をデータ伝送により提供するサービスです。
- (2) 申込時に選択した送信パターンにより入出金情報を送信します。
- (3) データの送信は、翌営業日の午前中に行います。
- (4) 振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。
- (5) 当金庫から入出金情報を送信した際に、依頼人の環境不備その他事由に送信不能となった場合は、次回に再度送信を行います。一定期間送信不能となった場合は、送信を取り止める場合があります。

5. 取引内容の確認

依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

6. 暗証番号の管理

- (1) 端末機、暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。
- (2) 端末機は常に依頼人本人の占有・管理下に置き、他人への貸与等を行わないでください。
- (3) 端末機、暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。
- (4) 端末機、暗証番号は、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

7. 免責事項

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱いが遅延した場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. 届出事項の変更

- (1) 暗証番号、申込口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届け出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. 解約

- (1) この取扱いは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。また、1年以上にわたり、この取扱いによる照会または通知が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがあります。
- (2) 当金庫が書面により解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により依頼人に到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (3) 依頼人に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、依頼人に事前に通知することなく該当契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。
 - ① 一定期間以上にわたり入出金情報の送信がエラーとなった場合。
 - ② 依頼人が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。

10. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印章を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、責任を負いません。

11. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、「ぬましん資金移動サービス利用規定」、その他各種規定により取り扱います。

12. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める制定日または改定日から適用するものとします。

以 上

(令和2年4月1日改定)